

## 非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について（Q&A）

NO.	分類	質問	回答
Q1-1	1 適用対象	低圧受電している一般家庭が切替開閉器を設置した場合、この整理が適用されるのか。	適用されません。適用の際は、この整理に沿って、供給者と需要者である一般家庭の両者において必要となる措置等をとっていただくこととなります。
Q1-2	1 適用対象	本整理は、災害時等による停電発生時に、移動用発電設備を他から移設して設置し、使用する場合を想定しているのか。	そのとおりです。本整理は、非常用発電設備を常時設置していない需要者に移動用発電設備により電気を供給する場合で、供給者と需要者が異なる場合だけを対象としています。
Q1-3	1 適用対象	自治体の下水道・上水道部門や通信事業者等において、低圧受電しているポンプ場や中継局に切替開閉器を設置し、自らが管理している出力10kW以上の移動用発電設備を接続して使用する場合は、この整理が適用されるのか。	適用されません。本整理は、供給者と需要者が異なる場合だけを対象としており、自らが管理している出力10kW以上の移動用発電設備を接続した場合は、低圧受電の事業場であっても自家用電気工作物となります。
Q1-4	1 適用対象	低圧受電している一般用電気工作物に切替開閉器を設置し、自らが管理している出力10kW未満の移動用発電設備（内燃力発電設備）を非常時に接続して使用する場合は、一般用電気工作物のままか。	そのとおりです。一般用電気工作物に該当する出力10kW未満の移動用発電設備（内燃力発電設備）を一般用電気工作物に接続することとなりますので、一般用電気工作物に該当します。
Q1-5	1 適用対象	出力10kW以上の移動用発電設備を1台保有する設置者が、切替開閉器のある低圧事業場を複数所有している場合、当該低圧事業場はすべて自家用電気工作物扱いとなるのか。	そのとおりです。切替開閉器のある低圧事業場を複数所有する者が、自ら出力10kW以上の移動用発電設備を用意する場合は、すべての事業場が自家用電気工作物扱いとなります。
Q1-6	1 適用対象	複数の事業場を設置する事業者が、出力10kW以上の移動用発電設備を自らの事業場にそれぞれ接続可能とするよう準備した場合、当該事業場は自家用電気工作物扱いとなるのか、一般用電気工作物扱いとなるのか。	非常時に自らの移動用発電設備（リース会社等から借り受けて自らがその設置者となる場合を含む。）を接続すると想定しているのであれば、自家用電気工作物扱いとなります。他者の移動用発電設備を接続すると想定しているのであれば、一般用電気工作物扱いとなります。
Q1-7	1 適用対象	非常時移動用発電設備として、トラクターP T O駆動装置に発電機を接続する場合等には、本整理が適用できるのか。	トラクターのP T O（Power Take-off）装置という原動力設備に発電機を接続する場合、内燃力発電設備として電気事業法の適用を受けません。この原動力設備の設置者及び発電機の設置者並びに負荷設備の設置者との関係は、一義的に限定できないため、本整理の適用外としています。
Q2-1	2 運用解釈	1.（1）に規定する「停電発生が見込まれる時」とは、どのような場合か。	「停電発生が見込まれる時」としては、例えば、電力会社が計画停電を行うことを公表した場合、気象庁が当該地域に暴風、豪雨、豪雪等の警報又は特別警報を発表した場合等が考えられます。
Q2-2	2 運用解釈	1.（5）に規定する「設置・運用」には、停電時に電力を供給するために発電設備を運転することも含まれるのか。	そのとおりです。
Q2-3	2 運用解釈	1.（6）の規定について、リース業を営む者が供給者になることは可能か。	可能です。この場合は、本整理に基づく措置等をとる必要があります。
Q2-4	2 運用解釈	5.（1）に規定する「直接統括する事業場（平常時に、非常時移動用発電設備を保管している事業場）」の規定について、供給者が用意した移動用発電設備を、平常時に需要者の敷地内に保管することは認められるのか。	供給者の移動用発電設備を他者（需要者を含む。）との契約の下に他者の敷地内に保管することは可能です。非常時に使用場所に移動させて設置し、稼働させるのであれば本整理が適用されます。ただし、保管場所から動かさずに供給ケーブルだけを使用場所まで敷設して接続供給することは、この整理の対象外となります。
Q2-5	2 運用解釈	5.（2）に規定する電気主任技術者を外部委託する場合、委託先である電気管理技術者又は電気保安法人が非常時に移動用発電設備を運転や切替操作を行うことになるのか。	電気管理技術者又は電気保安法人は、保安規程に従って、自らの監督・指示の下、技術員に移動用発電設備の運転や切替操作をさせても差し支えありません。
Q2-6	2 運用解釈	5.（2）に規定する電気主任技術者を外部委託する場合の「規則第52条第2項に基づき電気管理技術者又は電気保安法人との間で非常時の取決めを行った上で委託契約」について、保安管理業務を委託する場合の点検頻度や換算値等はどうか。	点検頻度は、平成15年経済産業省告示第249号第4条に規定する発電所（移動用発電設備）の種類及び規模に応じて行うこととなります。その際の電気主任技術者の外部委託の承認要件となる、規則第52条の2第一号ロ及び第二号ハの算定方法について、同告示第3条に規定する換算値は、統括事業場に保管している移動用発電設備の台数で算出することとなります（使用を想定する低圧事業場の数で算出するものではありません。）。例えば30kW×5台であれば、換算値は0.3×5となります。

## 非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について（Q&A）

NO.	分類	質問	回答
Q2-7	2 運用解釈	6.（3）に規定する「代行者」とは、非常時に移動用発電設備からの電力供給を依頼している一般用電気工作物の所有者又は占有者を指定してよいか。	指名できません。一般用電気工作物の所有者又は占有者が代行者となると、需要者と供給者が同一となり、1.（6）の規定を満たさないため、この整理の対象外になります。
Q2-8	2 運用解釈	6.（3）に規定する「代行者」は、何らかの資格要件が必要か。	代行者の資格要件は問いません。ただし、電気主任技術者は、6.（3）に関する保安の監督をすることができる者の中から代行者を指名しなければなりません。
Q3-1	3 切替開閉器	2.（4）に規定する「供給者の責任において速やかに電力系統からの受電に切り替える」とは、切替開閉器を自動ではなく手動で切り替えるということか。	そのとおりです。
Q3-2	3 切替開閉器	4.（1）に規定する「必要な保護対策を講じること」とは、漏電遮断装置や過電流保護装置を設置することか。	そのとおりです。切替開閉器の設置位置は、一般送配電事業者から受電する分電盤の前の位置に設置する場合や、末端負荷の位置に設置する場合など、一様に定められないものと考えられます。例えば、分電盤の前の位置に設置する場合には、既存の過電流遮断器や漏電遮断器の確実な動作を確保することが必要ですし、末端負荷の位置に設置する場合には、新たに過電流遮断器や漏電遮断器等の保護装置を追加で設ける等、電気設備の技術基準に適合するような電気工事をする必要があります。
Q3-3	3 切替開閉器	切替開閉器は、停電時及び復電時に自動で商用電源と発電機出力とが切り替わるものでなければならないか。手動で切り替えるものでも良いか。	今回の場合、非常時に移設して「切り替えて」使うことを想定しておりますので、手動での切替を想定しています。自動で切り替わるということは、通常時も設置していることになるので、本整理の対象から外れることになります。